

平成26年度から

新たな農業・農村政策がはじまります！

4つの改革

現在、日本の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地の増加などの課題が生じています。そのため、国は4つの改革を進め、農業経営者がチャレンジできる環境を整備し、地域一体となって、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を目指します。26年度からはじまる、4つの改革について、主なものを説明します(I~IV)。

I 経営所得安定対策の見直し

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定を確保する政策です。

◆畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆、そば等)について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

①交付対象者

・26年産は全ての販売農家、集落営農が対象です。27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者が対象になります。

②交付要件

・麦、大豆等は今までどおり、等級検査を受け、規格内であること。

・そばは26年産から等級検査が必要になります。ただし、26年産については等級検査を受けた上で等級外も交付対象になります。(27年産から、等級外は交付対象外となります。)

※認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農家に有利となるよう町が認定します。認定就農者は新たに農業経営を営もうとする青年等で、県が認定します。認定農業者や認定就農者になりたい方はお問い合わせください。

◆米の直接支払交付金

これまで4年間にわたって交付されてきた米の直接支払交付金ですが、米は諸外国の生産条件格差から生じる不利がなく、構造改革にそぐわない面があるという考え

方により、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減します。(30年産から廃止となります。)

年産	米交付単価 (10a当たり)
25年産米	15,000円
26~29年産米	7,500円
30年産から	廃止



II 水田フル活用と米政策の見直し

主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現する政策です。水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図ります。

◆水田活用の直接支払交付金
対象作物について、次のとおり助成します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲*	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

* 稲発酵粗飼料用稲

◆産地交付金

地域振興作物の振興のため、水田で野菜、花き・花木、果樹、地力増進作物、景観形成作物を販売目的で生産する販売農家等に、作付け面積に応じ交付されます。

III 農地中間管理機構の創設

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を創設し、町が農地中間管理機構の事務を受託します。

農地を貸したい方は、農地中間管理機構に貸し付けをし、公募により、農地中間管理機構が借り手を決定します。機構への農地の出し手には機構集積協力が金が支払われます。

◆地域に対する支援(地域集積協力量)

- ① 交付対象者
市町村内の「地域」(集落など)
- ② 交付要件
「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。

◆個々の出し手に対する支援

[1] 経営転換・リタイアする場合の

支援(経営転換協力量)

- ① 交付対象者
機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人」
- ② 交付要件
全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられていること。

[2] 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力量)

- ① 交付対象者
機構の借受農地等に隣接する農地について「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件
交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。

※従来の個人同士の貸し借りや農地利用集積団滑化団体(農協等)を通して行う利用集積計画も継続して行います。

IV 日本型直接支払制度の創設

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対

して支援する制度です。

◆農地維持支払

- 水路や農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。
- ① 交付対象者
農業者のみで構成される活動組織または農業者と地域住民や団体が構成される活動組織。
- ② 支援対象
農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動等。

◆資源向上支払

- 農地や水路、農道等の質的向上を図る共同活動を支援します。
- ① 交付対象者
地域住民を含む活動組織。
- ② 支援対象
水路や農道、ため池の軽微な補修。

問い合わせ先

- I 経営所得安定対策の見直し
- II 水田フル活用と米政策の見直し
- III 農地中間管理機構について
産業経済課農政係
(内線27・64)

IV 日本型直接支払制度について

産業経済課耕地林務係
(内線31・62)